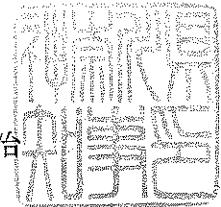


水第 1106 号  
令和 3 年 4 月 20 日

神奈川海区漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事 黒岩祐治



さより機船船びき網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 6 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間											
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)					
さ よ り り 機 船 網 び き 漁業	1	定めなし	三浦市南下浦町松輪 剣崎突端正南線から 川崎市地先に至る神 奈川県海面。ただし、 共第1号共同漁業権の 以外の共同漁業権の 漁場の区域(共第2 号共同漁業権の漁場 の区域のうち共第1 号共同漁業権の漁場 の区域と重複する区 域を除く。)を除く。	11 月 1 日 から 翌 4 月 30 日	横須賀市鴨居、 に漁業根拠地を 有し、かつ共第 1号共同漁業権 の漁場の区域に おいてさよりも 目的とする機船 船びき漁業を當 むことについて 当該漁業権の漁 業権者の受忍を 受けている者	1 夜間(日没から日の出までの 間)は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりと する。 (1)網(袖網を含む)の全長 29 メ ートル以下 (2)袖網の長さ 10 メートル以下 (3)網口の幅 12 メートル以下 (4)網口の高さ又は袖網口の高 さ 3 メートル以下 3 表層以外、曳網してはならな い。	令和3年 5月12 日から 同年6 月12 日まで 6月 25日 まで	令和3年 5月12 日から 同年6 月12 日まで 6月 25日 まで	令和3年 5月12 日から 同年6 月12 日まで 6月 25日 まで	令和3年 5月12 日から 同年6 月12 日まで 6月 25日 まで	(許可の 有効期 間)

## 1 制限措置各事項の設定理由について

制限措置	設定理由
漁業種類	海面において機船船びき網によりさよりをとることを目的とする漁業は、直近の操業実績もあり、継続した操業希望もあることから、現状どおりとした。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	対人許可は船舶の総トン数及び数を制限措置として定めず、人数のみ上限を定める。なお、人数は実態調査を実施し、当該漁業の操業実績がある者及び操業を希望する者の総和を基準に、漁業調整上・資源保護上問題の生じないと考えられる範囲内とした。
操業区域	現行許可のとおりとした。
漁業時期	現行許可のとおりとした。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	さより機船船びき網漁業は、共同漁業権を含む操業区域として許可をするため、共同漁業権と同様関係地区を地元に漁業根拠地があり、かつ当該漁業権の免許を受けている漁協の受忍を受けている者に限定する。今回対象の漁業許可は、有効期間満了に伴う現行許可の切替に係るものであるため、これに配慮した漁業根拠地に限定する。

## 2 許可をする際に付加する条件について（事前公表）

さより機船船びき網漁業は、夜間の操業ならびに表層以外の曳網をしてはならないこととし、対象魚種に特化した漁具の仕様等を条件とする。

## 3 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

神奈川県漁業調整規則第12条第2項においては、申請期間は1月を下らない範囲とすることと規定している。今回は既存許可の切り替えに伴うものであり、特に短縮する必要性は認められないので、1月とする。

## 4 許可の有効期間

神奈川県漁業調整規則第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年6月26日から令和8年6月25日までの5年とする。

## 5 関係規定

### ○神奈川県漁業調整規則【抜粋】

（知事による漁業の許可）

**第5条** 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第4号、第5号及び第8号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定により、

知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業　海面において総トン数 5 トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
  - (2) しらす船びき網漁業　海面において船びき網によりしらすをとることを目的とする漁業
  - (3) 移動式刺し網漁業　海面において移動式刺し網により行う漁業
  - (4) 小型定置網漁業　海面において小型定置網により行う漁業
  - (5) 固定式刺し網漁業　海面において固定式刺し網により行う漁業
  - (6) さより機船船びき網漁業　海面において機船船びき網によりさよりをとることを目的とする漁業
  - (7) 潜水器漁業　海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
  - (8) なまこ漁業　海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び前号に掲げる漁業を除く。）
  - (9) うなぎ稚魚漁業　うなぎの稚魚（全長 24 センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業
- 2 前項の許可（以下この章（第 17 条を除く。）において「許可」という。）は、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業又は前項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。
- （新規の許可又は起業の認可）

**第 12 条** 知事は、許可（第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定によるもの）を除く。以下この条において同じ。又は起業の認可（第 15 条第 1 項の規定によるもの）を除く。以下この条において同じ。をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したもの）をいう。以下同じ。）
  - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
  - (3) 推進機関の馬力数
  - (4) 操業区域
  - (5) 漁業時期
  - (6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1 月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1 月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 4～9（省略）

(許可の有効期間)

**第 16 条** 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第 1 項(第 1 号を除く。)の規定により許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

(1) 法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び第 5 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げる漁業 5 年

(2) 第 5 条第 1 項第 9 号に掲げる漁業 1 年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。